「若者活動支援制度」募集要項

1　目的

青少年センターでは「若者の社会参加の促進」を目指しています。若者が社会とつながる機会を活発化することは、まちづくりの大きな力となります。

そのため、若者に対し、活動の自立及び活性化のための取組みや事業に支援金を交付します。

2　対象

次に掲げる要件の全てに該当する必要があります。

（１）15 歳（中学生を除く）～30 歳までの個人・団体
（２）豊田市内での社会参加企画であること
（３）豊田市や豊田市の公共的団体による他制度で助成を受けていないこと
（４）法令を遵守した企画であること
（５）営利を目的とした企画でないこと
（６）政治的または宗教的な企画でないこと

3　募集期間

当該年度（４月１日～１月３１日）で随時募集。ただし、支援金上限額に達した場合は、年度途中でも終了の可能性があります。

4　企画実施期間

応募した年度内（４月１日～２月２８日）に実施してください。

5　支援金額及び応募回数

１企画３万円以内とします。同一年度に複数回の応募はできません。次年度以降は再度応募することができます。ただし、応募回数は（１個人・団体につき）上限３回までとします。

6　支援金について

（１）対象企画事業を実施するために直接必要と認められる費用を支援します。
　　※詳細は「９　対象費用」を確認してください。
（２）補助金は、企画終了後、費用に関する領収書を確認し支払いを行います。

7　応募方法及び結果通知

（１）応募の際は、募集要項を確認し「応募申請書」と「予算書」を提出してください。
（２）提出方法は、内容等を確認するため窓口へ持参してください。

（３）「応募申請書」と「予算書」は青少年センターホームページよりダウンロードもしくは窓口で配付します。
（４）結果通知は後日「応募申請書」に記載されている連絡先に通知します。

８　実施についての注意事項

次に掲げる注意事項を守って実施してください。
（１）企画実施に関する活動記録（写真等）を残し、報告すること
（２）企画実施後 30 日以内に活動報告書等の必要書類を提出すること
（３）企画開催場所等により、必要に応じて、近隣関係者の理解や協力を得て実施すること
（４）企画が予定通りに進まない場合は、すみやかに青少年センターまで連絡すること

９　対象費用

科　目	説　明
報償費	講座、講演会等における講師への謝礼　等
旅費・交通費	事業のための移動に関わる経費 ・公共交通機関を利用する場合＝実費 ・家用車を使用する場合＝30 円/km
消耗品費	事務用品等の使用することで劣化しやすいもの等を購入するための経費
燃料費	工具、器具の燃料に対する経費
印刷製本費	チラシ、ポスター、リーフレット等の印刷 冊子作成のための製本費　等
賄材料費	調理を必要とする食材　等
通信運搬費	郵便料金（切手等）及び物品の運搬に関わる経費
手数料	サービスの提供に関わる経費、音響及び照明　等
保険料	ボランティア保険、レクリエーション保険　等
使用料	会場使用料、物品等のレンタル料　等

※食糧費（お弁当、ペットボトルのお茶等）は対象となりません。
※その他判断に困るものは青少年センターまでご相談ください。

１０　申込み・問い合わせ先

豊田市青少年センター　（受付時間：午前 9 時から午後 9 時）
（月曜休館、但し月曜祝日の場合は開館）
〒471-0034　豊田市小坂本町１－２５　豊田産業文化センター1 階
電話　0565－32－6296　メール youth@city.toyota.aichi.jp
ホームページ　https://youth-toyota.com/